

佐賀県教育委員会議決事項等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年3月31日

佐賀県教育委員会委員長 牟田清敬

佐賀県教育委員会規則第6号

佐賀県教育委員会議決事項等に関する規則の一部を改正する規則

佐賀県教育委員会議決事項等に関する規則（昭和31年佐賀県教育委員会規則第12号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>（議決事項） 第2条 教育委員会は、次に掲げる事務を議決するものとする。 （1）～（10） 略 （11） 産業教育審議会の委員、文化財保護審議会委員及び教科用図書選定審議会の委員の任命又は委嘱に関すること （12）～（15） 略 2～4 略</p>	<p>（議決事項） 第2条 教育委員会は、次に掲げる事務を議決するものとする。 （1）～（10） 略 （11） 産業教育審議会の委員、文化財保護審議会委員、<u>教科用図書選定審議会の委員及びいじめ問題対策委員会の委員</u>の任命又は委嘱に関すること （12）～（15） 略 2～4 略</p>

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。